平成２７年（フ）第４１２号
大阪府豊中市若竹町１丁目14番９号
債務者　中村　光明
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１３号
大阪府豊中市若竹町１丁目14番９号
債務者　遊佐八重子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３９号
大阪市東淀川区豊里５丁目16番５―405号
債務者　小林　頼和
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７４号
大阪市東淀川区豊里７丁目34番14―303号
債務者　神崎　智裕
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３２号
大阪府豊中市服部南町５丁目２番20号
債務者　山本知子こと　李　　石鐵
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９２７号
大阪市住之江区御崎７丁目15番62号　ＪｏｈｎｓｏｎＨｅｉｍ201号
債務者　松井　隆明
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７５号
大阪市東淀川区東中島１丁目13番43―607号
債務者　濱田　昌宏
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９９８号
大阪市生野区巽中４丁目19番８号　ブライトアーデン401
債務者　木村仙子こと木村比早子こと　許　仙子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０２３号
大阪市東住吉区西今川１丁目３番６号　フローリル北田辺202号
債務者　土橋　　優（旧姓長島）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０４３号
大阪市生野区勝山北１丁目18番18―701号
債務者　泉本光一郎
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０４５号
大阪府東大阪市東石切町４丁目10番９号　エスポワール東石切101号
債務者　油谷　道則
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８号
岡山県津山市高野本郷1278番地８　エルディム高野Ｃ101、前住所岡山県津山市三浦410番地１
債務者　山本　優樹
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１９号
香川県高松市高松町54番地10　カルム岡102号室
債務者　藤目　正代
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８号
香川県坂出市本町１丁目６番３号　ウッドネスト坂出702号
債務者　松本智恵美（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２２号
香川県善通寺市中村町1814番地　熊谷団地り号
債務者　紫和　尚子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第４２号
静岡県浜松市浜北区本沢合362番地の４
債務者　川畑　香有
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
静岡県掛川市三俣648番地の１　プラシードＫ－Ｂ201、前住所静岡県掛川市中4842番地の４
債務者　竹下マルコこと　タケシタ　マルコマサヒロ
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係